

みらい
人権まんが 未来ちゃん

第24回

地域に「水」を!!

作画／南 一平





昔の子どもは
おうちのお手伝いを
よくしていたものよ



中でも
飲料水に一番
困っていた...

すごく遠くの井戸から
家まで水を運ぶことが
子どもの仕事のひとつ
だったの...

1952年(昭和27年)
簡易水道組合結成



おい!!
わしらんとこに
水を引こうじゃ
ないか!!
そうじゃ!!
水を引こう!!



そんな時、
悲しい出来事が...

ある寒い冬の日、
池へおしめを洗いに
行ったお母さんが
溺れて亡くなったの...



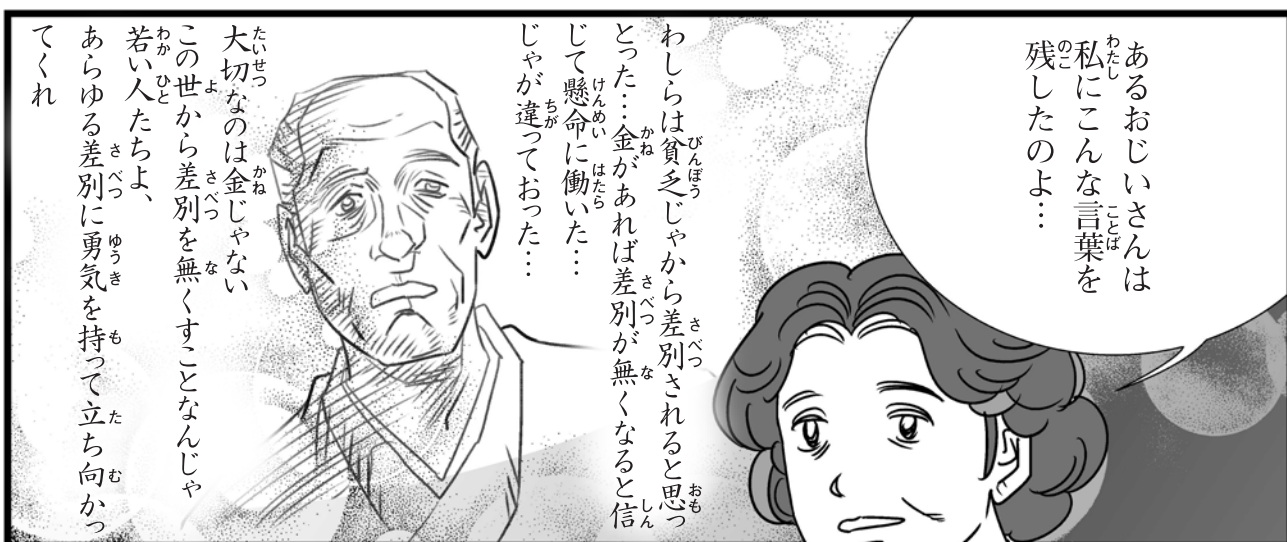
みんなが
団結して
水道が通ったの
そうだったんだ...
みんな協力して
成し遂げるって
すばらしいね!!

1958年(昭和33年)
簡易水道完成



それから地域の人は
苦しい生活の中でも
協力して
積み立てを始めたの

後に
お金が貯まり、工事を
頼むことができたのよ



あるおじいさんは
私にこんな言葉を
残したのよ...

わしらは貧乏じゃから差別されると思っ
とった...金があれば差別が無くなると思
じて懸命に働いた...
じゃが違っておった...

大切なのは金じゃない
この世から差別を無くすことなんじゃ
若い人たちよ、
あらゆる差別に勇気を持って立ち向かっ
てくれ

いまに問う

「同和問題の解決は
国の責務、国民的課題」

笠岡市吉田文化会館運営委員会 委員長

鳥越 昌

同和問題解決の原点

昭和40年8月11日、内閣総理大臣佐藤栄作に対して同和对策審議会会長木村忠二郎より、昭和36年12月7日総審第194号をもつて、諮問のあった「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果、別紙の通り答申するとして提出された、これが『同和对策審議会答申』である。この答申には本文のほか、同和对策審議会環境改善部会報告・同職業部会報告・同教育部会報告・調査部会総会報告書があり、それぞれ専門分野での審議や詳細な調査が行われ、総会の審議に供せられている。本文は総会でこれらの部会の審議の結果を踏まえて作成され答申とされたものである。この答申の前文に、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述

べられている。そして昭和44年『同和对策事業特別措置法』が制定され、国を挙げて部落差別の解消に取り組むこととなり、行政や教育面で新たな組織も作られ、試行錯誤の取り組みの中で、同和問題の解決が広がりを見せた。しかし、同和对策特別措置法が時限立法であったことで昭和54年3月末日失効したがさらに3年間延長され、昭和57年4月1日地域改善対策特別措置法に引き継がれ、昭和62年3月31日失効という経過をたどった。同和对策審議会答申が出されて今年で間もなく44年、同和对策事業特別措置法が制定されてから40年が経過する。その趣旨や精神、法に基づいて行われた施策や教育は現在どのような状況下にあるだろうか。

部落問題解決への努力と課題

「同和对策は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策でなければならぬのである。」と答申は指摘している。現実には具体的な施策が立てやすい生活環境の改善が比較的容易に進み、教育・文化・人権といった意識や心情の面の推進には時間が必要であった。しかし、同和地

区的生活環境が改善されると、人々の意識も変わり、職業の安定は同和地区の人々の生活を安定させ、それがひいては子どもの教育、生活文化の向上に貢献している。ただ、現実にはそれぞれの分野で専門的に施策が進められたため、答申の指摘する「総合対策」になりにくいことがあって、同和对策事業や教育に対する誤解や偏見を生んだことも事実である。とりわけ事業や教育の実施に当たり、前述の答申本文のみならず、各部会の報告の趣旨を周知徹底することなく事業や教育に取り組んだことがその一因と考えられる。各部会報告は、それぞれの事業や教育の施策の必要性を指摘する大切な資料であった。にもかかわらず、多くの研修会や講習会で同和問題の解決は国民的課題であるとは述べられていたが、その根本的な理由にまでの説明はなされなかった場合が少なくない。だが、少なくとも確かに同和地区の生活環境は改善され、差別問題も減少して、現在では人権に関する研修や講座はその内容が広範囲にわたり、部落問題を取り上げることが少なくなっているのが実態ではなからうか。このことが別段問題であるのではない。差別はそれがどんなものであろうと認めることも受け入れ

ることもできない。そのため私たちの生活に生起する人権問題は常に正していかなければならない。そして今まで積み重ねてきた部落問題解決のための努力が今後も活かされ、続けられることが重要であると考ええる。どのような問題であろうと、その問題が生起する根本要因にまで目をむけ、そこから解決の手立てを考えなくてはならない。ただ、差別は誤りだからというだけでは表面的な解消にはなっても真の解消には繋がらない。人間、納得できない事項に対してはある時間が経過すると前の意識が芽生えてくる可能性がある。これまで積み重ねてきた問題解決の苦労と努力を大切に、今後も活かしていかなければならない。よしだ文化会館だより100号の発刊にあたり、同和問題の解決に果たしてきた文化会館の役割についても見直してみたい。

